

こども家庭庁要請行動

第2次要請行動 2024年1月11日

自治労参加者：貫名透 一般現業部会長、菊池妙子 同幹事、正本堅士 同幹事、吉村秀則 事務局長

子ども家庭庁参加者：生育局保育政策課、他

(1) 保育所調理員は、老朽化や現代の調理業務に適していない施設・設備を使用して日々の食事提供と併せて、様々な個々食を適切かつ迅速に対応し、また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、さまざまな感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかこと。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目1回答の概要

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第33条において、「保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない」とし、調理員は必置としているが、配置数の基準は定めていない。実際は施設の規模や食数に応じて柔軟に調理員が配置しているものと認識しており、配置数の設定は検討していないため、意見として受け止める。

私立保育所の運営においては、公定価格の基本分単価において調理員の配置をしておき、必要となる調理等の業務を考慮し、「利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）」として、公定価格の基本分単価に入っている。公定価格上の調理員の配置の充実については、財源の確保とあわせて検討していくことが重要であると認識している。栄養士の配置の充実とあわせて、食事の提供等にかかる体制の整備を行っている。

「保育体制強化事業」は、保育士の周辺業務を行う保育支援者を配置するための支援であり、現状、調理補助業務は目的に明記されていない。「調理補助業務を加える」ということについては、要望として承り、今後、要件については検討していきたい。

②<自治労>第2次要請 項目1追加要請1

人材がない中で配置基準の明確化を行い要員の確保を求めれば、規制緩和で外部委託や外部搬入が進まないかと、我々も危惧している。しかし現場は、公定価格の40人に1人、150人に2人、150人以上からは非常勤含む3人といった人数では運用が厳しくなっている現状である。

保育士の配置基準は76年ぶりの見直しが行われ、「こども未来戦略」における加速化プラン3兆円強の予算の内、0.3兆円ほどが使われると認識している。保育士に関しては、子どもとの関わり時間も長く満足な休憩もとれていないこと等がある中、

雇用の確保の難しさから予算がつき、質の向上が図られていることについては感謝するが、一方で保育所調理に関しても異物混入防止の厳格化等、その業務は多忙化している。学校給食法の衛生管理基準では設備に関してもこと細かに決まっているが、保育所は「大量調理施設衛生管理マニュアル」の準拠のみで、それを縛る法令はなく、準拠という観点から、都合よく解釈されることが多い。準拠として、やらなければいけないことを求められる中で、それに対しての整備、人員配置を求めると、「準拠なので、できない」と言われる環境にある。

こういったところを改善していくためにも「保育体制強化事業」を使い、朝・夕等の繁忙時間に1～2時間の会計年度任用職員を雇い入れ出来るような加算を行なっていただきたい。また、その対応にあたり一定の基準が必要であるならば、一つの例として、アレルギーのガイドラインに関して対応を行なっているところに加算を行う等の対応をお願いしたい。

いずれにせよ、職員配置の明確化と、「児童福祉施設最低基準」への明記が、何よりの要望である。民間でも、多くの保育所が公定価格よりプラスした職員配置を行っている。差し当たり、会計年度任用職員を加算に含めてもらうことから始めていただきたい。

③<こども家庭庁>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

過去のさまざまな事例をみると、基準を変えるには、それまでにいくつかの段階で補助事業や加算事業が行われてきている。基準そのものを変えた場合、その基準を満たさない場合には当然、基準違反となる課題も発生してくる。従って、基準を変えるためには、徐々にフェーズを上げてゆく形が一般論として必要と考える。その上で、アレルギー食関連や、食育関連など、さまざまな対応が増えていると、ご意見・お声をいただいているので、着手できるところから検討を進めていきたいと考えている。

(2) 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目2回答の概要

保育環境改善等事業の中の、保育環境の向上等事業ということで、子どもの保育の質の向上のためであれば、施設改修や備品購入は出来るとしている。公立の保育所も対象である。調理室の施設整備については交付税措置がされているため、追加するのは難しいので要望として承る。

②<自治労>第2次要請 項目2追加要請1

大都市における公立保育所は、団塊の世代が生まれた頃に多く建てられてきた。これらはその後、民間委託された保育所は新しく建て直されているが、直営維持された保育所はほとんどが手付かずで、築年数50年を超えている保育所もある。外へ

抜ける配管の修繕も行なわれず、害虫が調理室内に入り込み蠅が飛び回るといった状況の中、食事を作らないといけない環境下の保育所もある。あるいは、通常の完全給食の提供に加え、アレルギー児童への対応や、細分化された離乳食対応も行なわなければならない中、この老朽化した施設で火口数の少ないガスコンロを駆使して対応を行なっている保育所もある。

2022年度から「保育環境改善等事業」において交付税措置がされているが、金額にすると1施設につき100万円程度であり、それは主に保育室の改修費等に使用され、児童への直接処遇ではない調理室へは、予算が回ってこない現状である。この「保育環境改善等事業」に対し、（2024年度予算は既に決まっているが）2025年度予算から、金額の拡充を含めた対応をお願いしたい。

③<こども家庭庁>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

「保育環境改善等事業」については、保育の統合補助金として複数の事業が一つの補助金の中で行なっていくものなので、発言されたご要望にも対応出来るよう、補助事業を構築していく必要がある。ご要望に対し、保育の補助金全体として、どのような対応が可能か、検討していきたい。

(3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目3回答の概要

医療的ケア児の受け入れについては、一人ひとりの子どもの状態や支援ニーズなどを把握していただいて、適切な環境のもとで保育が行われることが望ましいと考えている。このため、保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制については補助事業として「医療的ケア児保育支援事業」において、医療的ケア児を受け入れるために必要な経費を基本分として、その一部を国が補助している。昨年度から、国から自治体への補助率のかさ上げを行うなどして、医療的ケア児の受け入れ体制整備の財政支援を行っているところである。

今回要望いただいた内容については、これに特化した補助メニューがあるわけではないが、「医療的ケア児保育支援事業」の基本分として補助を活用いただくことが可能なため、そちらで対応してもらいたい。医療的ケア児の受け入れが年々増加していることは承知しているため、引き続き財政支援の充実に努めていきたい。

②<自治労>第2次要請 項目3追加要請1

近年、児童発達支援施設等に通園する児童が、保育所へも並行通園を行うケースがあることから、必要な予算措置を講じていただけるよう要望する。障害度は、満足に嚥下ができない、咀嚼ができない、などさまざまではあるが、専門の療育施設では、その個々に応じた形態食の提供に際し、献立内容の作成から調理員数、機材

や調理工程に至るまで、高い専門性の中で注意深く提供している。一方、保育所ではそういった児童の受け入れを想定していないため、必要な知識はもとより、専門性のある人員も機材もままならない状況で対応している。

今後も療育を必要とする児童の安全安心な給食提供や保育環境を確保する為にも、必要な予算措置を講じることを要望する。

③<こども家庭庁>第2次要請 項目3追加要請1に対する回答

医療的ケア児の数が年々増加していることは承知している。また、医療的ケア児の種類についても複雑多様化していることも承知しており、現場の保育施設で受け入れる職員の方の苦労は察する。特に人材不足もあり、通常の保育業務とは違う児童発達支援等の専門的知識が必要となっていることも承知はしている。その中で、職員配置数の上乘せは補助の中で行なっており、研修の受講支援の加算も行っている。2023年度補正予算においても、医療的ケア児の個性に応じた備品等に関する購入補助を新しく創設している。

保育所が受け入れやすい支援ができるよう財政措置は毎年検討しており、引き続き、いただいたご意見をもとに、課題に対する支援を厚くできるように、検討を続けたい。

④<自治労>第2次要請 項目3追加要請2

医療的ケア児については、公立が率先して受け入れていく必要があると認識している。大阪市でも多く受け入れを行なう中で、対応は個々に違うところであり、トロミ食やミキサー食にしても、どのくらいの状態が良いのかは、保護者と共に家庭の状況等を確認しながら提供している。また、糖尿病を持っている方については、看護師や所長が付いた上で、ご飯の量を毎日計り、インスリンの量を決めたりもしている。アレルギー食や離乳食の提供、一時保育や病後児保育に加え、この医療的ケア児の対応を行う現場の苦労も認識いただきたい。「医療的ケア児の保育支援事業で加算ができる」と回答されたが、これは調理場についても要員の加算が可能なのか。

⑤<こども家庭庁>第2次要請 項目3追加要請2に対する回答

あくまでも医療的ケア児に必要なための経費であるので、活用していただくことは差支えなく、柔軟に活用いただきたい。

(4) 物価高騰により食材費が逼迫し、各現場は対応に苦慮している。この状況を鑑み、補助的な予算措置を早急に求めるとともに、政府が進める異次元の少子化対策を踏まえ、再度、給食費無償化に向け予算措置を講ずること。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目4回答の概要

物価高騰に対する予算措置については、2023年11月に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューに、「医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」

が含まれているため、これを積極的に活用していただくよう、自治体に周知をしている。来年度については、公定価格の中で、毎年物価変動等を踏まえた見直しを行っていることから、2024年度予算についても同様の措置を行っているところである。

給食費の無償化については、追加的な財源が必要になることに加え、園が給食を提供しない場合の保護者負担の関係や、在宅で子育てをする方とのバランス等の課題があることから、「こども未来戦略」には盛り込んでいない。今後、学校給食費の議論の動向を踏まえて、検討していくものとする。

②<自治労>第2次要請 項目4追加要請1

物価高騰に関しては、2023年に3万2千品目以上の値上げが行われ、その率は15%であったと言われている。食材費においても平均して15%程度の上昇と認識しているが、公定価格が追いついていないと考えている。保育所は地元の食材業者を使うため、価格に地域差がある中で、物価が高い地域にある保育所は、業者からの請求を翌月回しにしてもらったり、国産以外の乾物の使用をしたり、また、肉をあまり使わない献立にしたりと、質を落とす対応をせざるを得ない現状である。今後も物価高騰は止まらないことが想定される中、この高騰に食材費の方も追いつく形で対応していただけるようお願いしたい。

また、「誰でも通園制度」を利用する児童については、給食の提供有無はどのような基準であるのか。ある自治体では提供しようといった話が出ている。その場合、無償化といった形を取る方がすっきりするのではないか。加速化プランでは3兆6千億円の予算がつき、質の向上が進められてはいるが、物価高騰の課題もあるので、改めて無償化についても検討していただきたいと要望する。

③<こども家庭庁>第2次要請 項目4追加要請1に対する回答

「誰でも通園制度」における給食の提供については、実施施設の対応等によるため、必ずしも提供しなければならない、というものではない。

(5) 用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加え、安全安心な保育提供の確保を図ること。また制度が確立するまでは、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目5回答の概要

安全安心な保育の確保は大前提であると考えている。用務員、事務員は施設の実情に応じて配置されていると認識しており、「児童福祉施設最低基準」の中に組み込むことは、現時点では検討していない。意見として承る。

業務負担の軽減策としては、保育補助者や子育て支援者の配置、保育システムICT化を進めているため、これを活用してもらいたい。また、保育所の公定価格については、事務職員雇上費加算によって、週2日相当の非常勤職員の賃金を計上してい

る。

②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

幼稚園・学校に関しては用務員・事務員が配置されている。管轄する省庁の違いはあるとは考えるが、子どもの関わる施設で差が生まれるのはいかなるものか。今は加算金が事務員に関し週2日分出ているが、全く足りない状況である。

保育士は子どもの見守りが主な業務である中、主任・所長と昇進していくと、途端に事務の仕事をしなくてはならない所長という立場でも、不慣れな事務が圧迫し、そういった仕事も難しい実態が見受けられる。この他にも、備蓄してある防災用具のメンテナンス等々、細やかなところにも目が行き届かない状況にもあり、このような業務を、用務員・事務員の常勤配置で担ってもらえるよう、幼稚園だけでなく保育所にも対策を講じていただきたい。

また、過去には調理員が用務員の仕事を兼任していた時代もある。衛生面の問題があるため、その後、組合側の要望により非常勤用務員に担って貰うことができたが、清掃一つとってみても専門職が処理する方がクオリティ面でも望ましい。いずれにせよ、予算措置がなければ現場では対応が進まないため、検討をお願いしたい。

<自治労>第2次要請 その他

2023年8月にグリストラップ清掃中に調理員が亡くなる事故が発生した。グリストラップの清掃を行う者の法的定めはないが、調理員が下水・汚泥周りの清掃作業を行わなければならない現状は、衛生面的に問題があると考えている。園によっては保護者の目の届く場所にグリストラップがあり、食事を作る調理員が、一方でそういった清掃を行わなければならないことを不快に感じる保護者も居ると思われる。安全面、衛生面の観点から、この現状に対策を講じていただきたい。予算がないことから、調理員で清掃対応を行っている現場も多いことから、予算措置を検討いただきたい。

また、ある市で実態調査を行ったところ、療育センター等、予算がある施設では毎月、グリストラップの業者清掃が行われているが、保育所等の予算がない施設は年2回程度だった。グリストラップといった性質上、配管等の老朽化に伴い害虫が発生しやすい設備に対して年2回の清掃では少ない。それを補うために調理員が清掃対応をせざるを得ないという実態がある。清掃の専門ではない調理員が対応を行うことで、死亡事故にも繋がるリスクがあり、加えて、食中毒の原因物質を調理室に持ち込むリスクもあることを理解してほしい。2023年のグリストラップ死亡事故についてこども家庭庁として通知等の対応はあったのか。

＜こども家庭庁＞第2次要請 その他に対する回答の概要

グリストラップ清掃については、保育所特有の問題に限らないと認識しており、こども家庭庁の管轄で対応は難しい。ご意見として受け止める。